

スピード部専門委員会委員服務規程

- 第1条 この規定において専門委員とは、長野県スケート連盟スピード専門委員会規約第1条に規定するものをいう。
- 第2条 専門委員は、長野県スケート連盟規約並びに長野県スケート連盟スピード部専門委員会規程は、この規定の定めるところによる。
- 第3条 専門委員は、日本体育協会アマチュア規定並びに日本スケート連盟競技者資格規定を遵守しなければならない。
- 第4条 専門委員で、日本スケート連盟スピードスケート競技公認審判員の資格を有するものは、日本スケート連盟スピードスケート競技公認審判員規則を遵守しなければならない。
- 第5条 専門委員は、住所、勤務先に異動があった場合は速やかに庶務部長に届出をしなければならない。
- 第6条 専門委員は、スピード部専門委員会規約第4条の事業を推進するため、次のことに心がけなければならない。
- 1 選手の育成並びに強化のこと。スケート指導者として常に地域社会の先駆者となり、選手に適切な助言指導をなし、特に青少年のスケーターの発見及び育成に心がける。
 - 2 地域社会への普及情宣並びに指導のこと。常に地域社会のスケートの健全なる発展と開拓に意を深くし、一般大衆に正しい理解を得るよう普及情宣に努力する。
 - 3 講演会、映画会、座談会のこと。常にこの機会には参加し、正しい認識と感覚を得るよう努め、更にその地域社会の普及発展に努力する。
 - 4 講習会、研修会のこと。専門委員として自己の研修の場であるこの会には必ず参加し、スケート技術の体得と正しい指導法並びに競技規則等の研究をなし、向上に努める。
 - 5 各種競技会の競技役員のこと。競技会役員には自ら進んで多く出席すること。
 - (a) 競技会の競技役員の欠席する場合は、同地区より交代者を手配し、競技会の前日までにその競技会のレフェリー又は総務主任へ連絡する。
 - (b) 競技会にあっては権威ある審判員であることを自覚し、その品位を扮持するとともに、役員の間又は主任には服従し、終始秩序と規律ある態度に努める。特に参加競技者に対しては、親切と寛容を第一にし、権威を振る舞うことのないよう留意する。また、開催地の関係者並びに住民及び宿舎の管理者、従業員とにかく批判されぬよう留意する。
 - (c) 競技役員として出席する場合は、所定のオフィシャルコート、帽子、ネームプレート、審判員証を着用しなければならない。
 - 6 その他スピードスケートに関する事項
 - (a) 常任委員会及び各部の委員に委嘱されたものは、その任務の遂行に全力を尽くし、会の発展のために努めなければならない。
- 第7条 専門委員は、総会及び競技会に出席したときは必ず専門委員証を提出し、総会にあっては委員長、競技会にあってはレフェリーの捺印を受ける。
- 第8条 専門委員は、スピード部専門委員会規約、スピード部専門委員会規約細則、スピード部専門委員会専門委員服務規程を遵守しなければならない。
- 第9条 専門委員に前条に違反することがあった場合は、特別機関の特別委員会において審査処理する。